

「父に子引き渡しを」

ハーグ条約 名古屋高裁差し戻し審
国境を越えた子の連れ去り防止を定めた「ハーグ条約」に基づく裁判所の返還命令に、
ハーグ条約名古屋高裁差し戻し審

渡しを求めた人身保護請求の差し戻し審で、名古屋高裁は17日、父親の請求を認める判決を言い渡した。

戸田久裁判長は、息子が「米国での生活に不安があり、日本に残りたい」と話しているとしつつも「来日以来、母親に大きく依存して、従わないのは違法」とし、米国在住の父親が息子(13)を連れて帰国

難だった」と判断し、母親の不当な心理的影響も指摘した。その上で、母親が返還命令に従わず、息子を父親に引き渡さないのは明らかに違法と結論づけた。

1審の名古屋高裁金

沢支部は昨年11月、請求を退けたが、最高裁は今年3月破棄し、審理を名古屋高裁に差し戻した。【野村阿悠子】